

## 令和5年度補正 及び 令和6年度

「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」応募要領 改訂対比表  
応募要領の内容修正に伴い、下記該当箇所を改訂します。

(下線部改定箇所)

ページ 項目	改 訂 前	改 訂 後
11 3-3	第2期：令和6年8月 <u>下旬</u> ～令和6年9月 <u>下旬</u>	第2期：令和6年8月 <u>19日</u> ～令和6年9月 <u>30日</u>

令和5年度補正 及び 令和6年度

「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」応募要領 改訂対比表  
 応募要領の内容修正に伴い、下記該当箇所を改訂します。

(下線部改定箇所)

ページ 項目	改 訂 前	改 訂 後
15 4-2-1	設置場所におけるV2H充放電設備の設置は、以下の <u>3</u> つのパターンに分かれます。	設置場所におけるV2H充放電設備の設置は、以下の <u>4</u> つのパターンに分かれます。
18 4-4	<b>ア. 基礎・据付工事 【A1】</b> ●基礎工事にかかる材料費、労務費 (コンクリート基礎、簡易ブロック基礎、金属架台、アンカー固定工事)	<b>ア. 基礎・据付工事 【A1】</b> ●基礎工事にかかる材料費、労務費 (コンクリート基礎、簡易ブロック基礎、金属架台、アンカー固定工事、 <u>ビス等で固定</u> )
26 4-8	<b>No.1 基礎工事</b> ●基礎工事にかかる材料費、労務費 (アンカー固定、簡易ブロック2列、簡易ブロックフラットタイプ、コンクリート基礎現場打ち)	<b>No.1 基礎工事</b> ●基礎工事にかかる材料費、労務費 (アンカー固定、簡易ブロック2列、簡易ブロックフラットタイプ、コンクリート基礎現場打ち、 <u>ビス等で固定</u> )
116 参考. 2 実施細則	3 V2H 充放電設備設置工事費については、交付規程別表2に定めた額を補助金交付上限額とする。設置場所区分が <u>個人宅</u> の場合は、別表2に定める設置工事の項目 <u>において、申請者が申告する項目ごとの補助上限額を合算した額、申請者が申告した補助対象経費をセンターが審査し認められた額及び</u> 補助金交付上限額のいずれか低い額を補助金交付額（千円未満の額は切り捨て。）とする。 また、設置場所区分が <u>個人宅以外</u> の場合は、別表2に定める設置工	3 V2H充放電設備設置工事費については、交付規程別表2に定めた額を補助金交付上限額とする。設置場所区分が <u>公共施設／災害拠点</u> の場合は、別表2に定める設置工事の項目 <u>ごと補助上限額と申請者が申告する補助対象経費についてセンターが審査し認められた額のいずれか低い方を合算した額と</u> 補助金交付上限額のいずれか低い方の額を補助金交付額（千円未満の額は切り捨て。）とする。 また、設置場所区分が <u>公共施設／災害拠点以外</u> の場合は、別表2に定

ページ 項目	改 訂 前	改 訂 後
	<p>事の項目ごと補助上限額と申請者が申告する補助対象経費についてセンターが審査し認めた額のいずれか低い方を合算した額と補助金交付上限額のいずれか低い方の額を補助金交付額（千円未満の額は切り捨て。）とする。</p>	<p>める設置工事の項目において、申請者が申告する項目ごとの補助上限額を合算した額、申請者が申告した補助対象経費をセンターが審査し認めた額及び補助金交付上限額のいずれか低い額を補助金交付額（千円未満の額は切り捨て。）とする。</p>